



下記の区域等は居住誘導区域に含まないものとする。

- ①保安林(森林法)※
 - ②土砂災害特別警戒区域(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)※
 - ③地すべり防止区域(地すべり等防止法)※
 - ④急傾斜地崩壊危険区域(急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)※
- なお、各区域等について、追加指定がされた場合は、確定次第、順次、居住誘導区域から除くものとする。

※これらの区域等については、兵庫県の所管課に確認ください。

北部地域 誘導区域

-  都市機能誘導区域(都市拠点形成区域)
-  都市機能誘導区域(地域拠点形成区域)
-  居住誘導区域
-  市街化区域
-  土砂災害特別警戒区域
-  地すべり防止区域
-  急傾斜地崩壊危険区域

参考図
(平成29年3月時点)

